

学生・若手研究者への支援の拡大

～目白台インターナショナルビレッジのオープンに伴う大学宿舎の用途再編～

《目的》

- キャンパス構成員の多様性を高め、教育研究の質の向上を図る。
- 若手研究者等への支援施策の一環として、生活の基盤となる住居への支援を拡大する。
- 学生への経済的支援を充実させる。

《概要》

- ①本年9月の「目白台インターナショナルビレッジ」のオープン
 - ・本学への若手研究者・留学生の受け入れの拡大を図る
 - ・駒場、本郷の両キャンパスへ良好なアクセス環境の提供（学部1年生から居住可能）
 - ・女子学生をはじめ学内構成員にセキュリティの確保された住まいの選択肢を提供
- ②大学宿舎の用途再編
 - ・本学が所有する宿舎の位置付けの見直し
- ③経済的困窮学生への支援の拡大

《追分国際学生宿舎の変更点》

- ①宿舎の位置付けを見直し、学生宿舎部分の入居対象者を以下のとおり変更
 - 障害のある学生
 - ポスドク、特任研究員等の若手研究者
 - 研究等で来日した外国人研究者等（短期滞在者）
 - 大学の危機管理に携わる教職員
 - 研修医 等
- ②令和3年度まで現行通り運用
入居者には標準修業年限の入居期間を保証

《豊島国際学生宿舎B棟の変更点》

- 経済困窮学生に対する経済支援の拡大
- | | |
|---------------------------|----------------|
| 一般学生宿舎費：36,300円 → 変更なし | } +7,000円（管理費） |
| 困窮学生宿舎費：20,000円 → 10,000円 | |

※A棟・B棟とも経済困窮学生優先

※令和4年度以降、豊島国際学生宿舎に入居を希望し、かつ、経済困窮学生と判定されたにもかかわらず入居できなかった者で、目白台インターナショナルビレッジに入居した者は、施設使用料月額55,300円を豊島地区の宿舎運営費月額と同額となるよう、大学が支援する。

《スケジュール》

- 【令和元年9月】 目白台インターナショナルビレッジ オープン
豊島国際学生宿舎B棟 新宿舎費適用開始
- 【令和3年】 秋季入居をもって追分国際学生宿舎の募集停止